第七十四条第一項及び第七十五条第二号中「第四十六条第十六項」を「第四十六条第二十五項」に改める。

第五章第七節中第八十条の八を第八十条の九とする。

第八十条の七第二項中「第八十条の七第一項」を「（平成十四年法律第二十二号）第八十条の八第一項」に改め、同条を第八十条の八とする。

第八十条の六第二項中「第八十条の六第一項第一号」を「（平成十四年法律第二十二号）第八十条の七第一項第一号」に改め、同条を第八十条の七とする。

第八十条の五中「第八十条の二第一項」を「（平成十四年法律第二十二号）第八十条の三第一項」に改め、同条を第八十条の六とする。

第八十条の四中「第八十条の二第二項」を「第八十条の三第二項」に改め、同条を第八十条の五とし、第八十条の三を第八十条の四とする。

第八十条の二第一項中「第八十条の六第一項」を「第八十条の七第一項」に改め、「（平成十六年法律第百十号）」を削り、「第八十条の七第一項」を「第八十条の八第一項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改め、同条第三項第一号中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改め、同条を第八十条の三とする。

第五章第六節中第八十条の次に次の一条を加える。

（都市利便増進協定の認定の特例）

第八十条の二　都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体は、土地所有者等又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人でない場合であっても、当該一体型滞在快適性等向上事業の実施のため都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う必要があるときは、都市利便増進協定を締結し、市町村長の認定を申請することができる。この場合における第七十五条から第七十八条まで及び前条の規定の適用については、第七十五条第一号、第七十八条第一項及び前条中「土地所有者等」とあり、並びに第七十六条第一項中「土地所有者等又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人」とあるのは「都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体」と、第七十五条第二号中「第四十六条第二十五項の規定により都市再生整備計画に記載された事項」とあるのは「都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の内容」と、第七十七条第一号中「第七十五条各号」とあるのは「第八十条の二の規定により読み替えて適用する第七十五条各号」と、第七十八条第二項中「第七十八条第一項」とあるのは「第七十八条第一項（同法第八十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第八十一条第一項中「市町村は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「又は前号の事業等」を「、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

第八十一条第十九項中「第十七項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条中第十八項を第二十三項とし、第十七項を第二十二項とし、同条第十六項中「同項第四号」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条中第十五項を第二十項とし、第十四項を第十九項とし、第十三項を削り、第十二項を第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　立地適正化計画は、都市計画法第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき行う人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地その他の調査の結果を勘案したものでなければならない。

第八十一条第十一項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、「この項において」を削り、「ある区域」の下に「（以下この項において「跡地区域」という。）」を加え、「当該区域内の跡地及び跡地に存する樹木（以下「跡地等」という。）の適正な管理」を「次に掲げる行為（以下「跡地等の管理等」という。）の適正な管理」を「次に掲げる行為（以下「跡地等の管理等」という。）」に、「跡地等管理区域」を「跡地等管理等区域」に、「適正な管理を」を「管理等を」に、「第百十条において「跡地等管理指針」を「以下「跡地等管理等指針」に改め、同項に次の各号を加える。

一　跡地区域内の跡地及び跡地に存する樹木（以下「跡地等」という。）の適正な管理

二　跡地区域内の跡地における緑地、広場その他の都市の居住者その他の者の利用に供する施設であって国土交通省令で定めるものの整備及び管理（第百十一条第一項において「緑地等の整備等」という。）

第八十一条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項中「（地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の三項を加える。

11　第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域内の区域であって、防災指針に即した宅地（宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二条第一号に規定する宅地をいう。）における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を促進する事業（以下この項において「宅地被害防止事業」という。）を行う必要があると認められるもの及び当該宅地被害防止事業に関する事項を記載することができる。

12　第二項第六号に掲げる事項には、溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地（居住誘導区域内にあるものに限る。）の区域において溢水、湛水、津波、高潮その他による災害を防止し、又は軽減することを目的とする防災指針に即した土地区画整理事業に関する事項を記載することができる。

13　第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の区域（溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた、又は講じられる土地の区域に限る。）であって、次の各号に掲げる建物の区分に応じ当該各号に定める移転を促進するために、防災指針に即した土地及び当該土地に存する建物についての権利設定等（地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう。以下同じ。）を促進する事業（以下「居住誘導区域等権利設定等促進事業」という。）を行う必要があると認められる区域（以下「居住誘導区域等権利設定等促進事業区域」という。）並びに当該居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する事項を記載することができる。

一　住宅　居住誘導区域外の区域（溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の発生のおそれのある土地の区域に限る。）から当該居住誘導区域への当該住宅の移転

二　誘導施設　都市機能誘導区域外の区域（溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の発生のおそれのある土地の区域に限る。）から当該都市機能誘導区域への当該誘導施設の移転

第八十一条第七項中「第五項第三号」を「第六項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資する老朽化した都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の改修に関する事項を記載することができる。